

館林市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和5年度随時監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和6年2月26日

館林市監査委員 早川 勉

館林市監査委員 遠藤 重吉

館監第328004号

令和6年2月26日

館林市長 多田善宏様
館林市議会議長 権田昌弘様
館林市教育委員会教育長 川島健治様

館林市監査委員 早川 勉

館林市監査委員 遠藤 重吉

随時監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査（学校）を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

随時監査結果報告書

1 監査の基準

館林市監査基準（令和2年館林市監査委訓令第1号）

2 監査の種類

地方自治法第199条第5項に規定する随時監査

3 監査の対象

館林市立第二小学校、館林市立第三小学校、館林市立第四小学校、
館林市立第二中学校

4 監査の実施期間

令和5年11月30日から令和6年2月22日まで

5 監査の着眼点

各小・中学校における、市費で購入した備品等の管理状況、現金等の出納取扱い状況その他事務が、適正に執行されているかについて、次の点に留意した。

- (1) 備品の管理は適正に行われているか
- (2) 学校預かり金の管理は適正に行われているか
- (3) 郵便切手等の管理が適正に行われているか

6 監査の実施内容

対象小・中学校から備品台帳の提出を求め、事前に書面により確認を行った。
また、現地監査として、現地にて関係書類を調査し、事務担当者から説明を聴取するとともに、備品の管理状況について実査した。

7 監査の結果

備品の管理状況や現金等の出納取扱い事務は、概ね適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理上、留意すべき事項については口頭で指示したので記述は省略した。